

障がい者差別に関する相談状況について

1 相談件数

3件（不当な差別的取扱い：1件、合理的配慮の不提供：2件）

2 相談事例について

(1) 不当な差別的取扱いに係る相談

① 街でかけられる差別的な発言について（本人からの相談）

【障害種別】

- 非公開を希望

【相談概要】

- 道端やスーパー、コンビニ、服屋など、色々な場所で差別的発言をされる。具体的には、小学生から「障がい者死ね、あっちに行け」と言われたり、買い物をしているときに「障がい者は安い物を買え」「障がい者がなんで買い物をしているんだ」とお店の人やお客さんから言われたりすることがある。特に、小・中学生からの暴言が多く、親と歩いている子どもからガムを投げつけられたこともある（親は見ても何も言わない）。
- （子どもへの障害理解啓発を進めていくという市職員の発言を受け、）電車に乗っているときに、子ども連れの親に「障がい者の近くに行ってはダメ」と言われたことがあり、子どもが暴言を吐くのは大人の責任でもあるため、大人にも理解啓発をしてほしい。

【市の対応】

- 市の対応について具体的な要望はなかったため、「理解啓発の取組を考えて実行し、お話いただいたようなことをなくしていきたい」とお伝えした。
- 特定の中学校が挙げられたので、市の教育指導課に伝え、当該中学校に注意喚起を行った。

(2) 合理的配慮の不提供に係る相談

① 学童クラブの送迎について（本人の家族及び支援者からの相談）

【障害種別】

- 非公開を希望

【相談概要】

- 本人（配慮を必要とする児童）は、令和3年4月から小学校5年生。
- 令和3年4月の学童クラブ入所に際し、一定の加点の配慮はあったが、第1希望の校内の学童クラブの定員超過により、第2希望の校外の学童クラブへ入所決定となった。
- 学校から学童クラブへの送迎は保護者の責任となるため、送迎のために保護者が仕事を休まなければならない、困っている。ファミリーサポートの利用もあるが、人材の確保が難しいため利用しにくい。本人にとっても新しい環境やコミュニケーションが苦手な面があるため負担が大きい。
- 校外の学童クラブへ通う場合には、1人で安全に通うことが難しいため（校外の学童クラブへの児童単独で通うには安全の確保が難しい可能性が高いため）、学童クラブの先生に迎えに来てもらえないか。

【市の対応】

- 障害福祉課で移動支援の利用を検討したが、通所利用は移動支援の対象外となるため、利用できない。
- 児童青少年課と調整し、今回については、学校と学童クラブの双方で、地域の見守りという形で児童に付き添い、安全を確認して登所することとなった。
- 来年度以降は校内の学童クラブを利用できるよう、配慮が必要な児童入所しやすいよう点数の配点見直しを提案した。

② 遠隔手話通訳サービス利用の拒否（社会福祉協議会からの報告）

【障害種別】

- 身体障害（聴覚障害）

【相談概要】

- 聴覚障がい者の夫が結核に感染しており、本人にも感染が確認されたため市内病院での検査が必要となった。その際、手話通訳が必要になったが結核が感染する恐

れがあったため、東京手話通訳等派遣センターからタブレットを使用した遠隔手話通訳サービスを提案された。社会福祉協議会から保健所を通して病院へタブレット使用の申請をしたが、次の理由から拒否された。

- ① 一時的とはいえどタブレットを預かることはできない（高価なため、破損した場合などの可能性を考慮する必要がある）。
- ② 病院に来客用の通信用端末を接続するためのWi-Fi環境がない。

【市の対応】

- 本件において、来客者用のWi-Fiの設置経費的負担が大きく、早急な対応は難しいと考えられる。本人からも市役所への要望はなかったため、病院へ、障がい者差別解消条例が制定され合理的配慮の提供が義務であること、本件だけに限らず、聴覚障がいのある方が病院を利用する際には筆談などのその人にあった対応をしてもらうようお願いした。